

第5回秋田市都市再生協議会議事要旨

開催の日時 平成29年12月1日（金）午後2時から4時まで

開催の場所 秋田市職員研修棟2階 第1・第2研修室

委員の定数 18人

出席委員 15人

議 事 秋田市立地適正化計画（素案）について

審 議 日 程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議の成立
- 4 議 事 秋田市立地適正化計画（素案）
- 5 その他
- 6 閉 会

1 開 会

司 会

秋田市都市再生協議会を開催します。
本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、開会にあたりまして、会長よりご挨拶を頂戴します。
会長、よろしく申し上げます。

2 会長あいさつ

会 長

4回の協議会を踏まえまして、今日は全ての内容が出揃った素案が事務局から配布されています。
本日は全体の最終的な確認をし、必要があれば修正等を行いますので、よろしく申し上げます。

3 会議の成立

司 会

次に、次第の3、「会議の成立」についてです。
本日の会議は、定数18名に対して、15名の出席です。
秋田市都市再生協議会設置要綱第6条第2項に基づき、過半の出席を

もって成立することになっていきますので、会議が成立しますことをご報告します。

配付資料の確認

司 会

議事に入る前に、本日お配りしている資料4点について確認をさせていただきます。

右肩に、第5回秋田市都市再生協議会資料と記載した、『秋田市立地適正化計画（素案）』については、前回協議会で配布させていただきました『秋田市立地適正化計画（検討中のたたき台）』を基に、庁内の関係部局における確認を経て取りまとめたもので、本日の議事事項の資料です。

また、参考資料としまして、3点配布させていただいております。

A3折り込みの『誘導施策に記載の事業内容』については、施策・事業の内容と併せて、誘導施策ごとに新規・拡充・既存と表記していますので、参考としていただきますようお願いします。

A4中とじの『秋田市立地適正化計画（素案）』と記載した資料については、来年1月に予定しています、住民説明会にて使用する配布資料の案として作成したものです。

内容については、本日の検討により修正する部分もあるかと思いますが、参考としていただきますようお願いします。

最後に、前回、第4回協議会の議事要旨もお配りしていますので、ご確認ください。

それでは、これよりの会議進行は、会長をお願いします。

議事録署名委員の選出

会 長

それでは、はじめに、本協議会運営規約第10条第2項に基づき、議事録署名委員を選出します。議事録署名委員の選任については、私から指名してよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

会 長

本日の協議会の議事録署名委員は、A委員とB委員に、お願いします。

両 委 員

了解。

4 議事 秋田市立地適正化計画（素案）について

会 長

次第4の議事に入ります。

本日の議題は、計画の素案についてです。

この計画素案ができますと、来年1月から意見募集、住民説明会を実施することになっているようです。

このたびは、そこで示す素案を固めるということになりますので、これまでの検討を振り返りながら議論を進めていきたいと思えます。進め方については、素案でいいますと、8の「数値目標の設定および計画の進行管理」が新しい部分のようです。

会議では、そのあたりを重点的に議論したいと思えますが、確認の意味を込めまして、素案の目次の項目にしたがって、順次、進めていきたいと思えます。

では、1の「計画の目的と位置づけ」について、事務局より説明願います。

事務局

1の「計画の目的と位置づけ」について説明します。

資料の1ページから2ページにかけては、計画策定に至った背景としまして、人口の推移とともに、現在の市街地のまま人口減少・高齢化が進行した場合の懸念事項を記載しています。

なお、市民の方に理解を深めてもらうため「避けるべき将来の都市像」や「目指すべき将来の都市像」について、イラストで表現したほか、用語解説を追加しています。

3ページ、4ページは、『コンパクトシティ』、『立地適正化計画』について、それぞれ概要を説明したものです。

5ページから6ページにかけては、本計画の位置づけとしまして、主な上位・関連計画との関係や、目標年次、計画の対象区域を記載しています。

1の「計画の目的と位置づけ」について、説明は以上です。

会長

ただ今、説明のありました、1の「計画の目的と位置づけ」について、ご意見等がありますか。

C委員

4ページの「都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え」の部分については、例えば、都市計画法で規定する12種類の用途地域に加えてという意味だと思えますが、既存の用途地域が引き続き運用される旨を注釈で記載したほうがいいと思えます。

また、駐車場配置適正化区域、跡地等管理区域について、再度説明してください。

事務局

用途地域については、注釈等で記載する方向で検討します。

駐車場配置適正化区域、跡地等管理区域は、制度上任意規定として設けられているものですが、このたびの計画では位置づけておりません。駐車

場配置適正化区域は、都市機能誘導区域内に医療や福祉等の施設を誘導することで、自動車の流入が見込まれることから、道路交通の混雑・輻輳や、歩行者環境の悪化を招く恐れがある場合、計画的に駐車場を配置する区域として定めるものです。

跡地等管理区域は、居住誘導が進んでいくと空き地が増加し、既存集落や住宅団地等において、雑草の繁茂や樹木の枯損等の問題が発生することが想定されることから、土地所有者との協議の上、適正に管理していくというものであり、居住誘導区域の外側に区域設定を想定しています。

第1回会議でも同様の指摘をされていましたが、跡地利用については、現段階での想定は難しいため、今後検討すべき施策に位置づけ、モニタリングをしながら対応を検討することとしています。

C 委員

72ページの跡地等管理区域等の注釈は、分かりやすくするため、計画書の4ページに入れてください。

事務局

再編集します。また、専門用語や一般に使われない言葉等についても、改めて見直します。

会長

他にいかがでしょうか。

各委員

特になし。

会長

言葉の注釈について意見がありましたが、事務局が修正するとのことでした。本質的な部分での修正意見はなかったようです。
基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
次に、2の「秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」について、事務局より説明願います。

事務局

2の「秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」について説明します。
7ページをご覧ください。
ここでは、都市構造分析結果から導き出された【現状】と【将来見通し】、【解決すべき課題】について、「人口減少・高齢化」、「市民生活の利便性」、「公共交通の持続性」、「災害等に対する安全性」、「財政の健全性」の観点から整理しています。

現状および将来見通しの整理にあたって、根拠となったグラフや図についても掲載していますので、ご確認くださいませようお願いします。

2の「秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」について、説明は以上です。

会 長

ただ今、説明のありました、2の「秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」について、ご意見等がありますか。

D 委員

7ページの将来見通しにおいて、2035年の中央・東部・南部地域の人口見込みについて、2010年の北部地域の人口集積度と比較していますが、何か意図があるのですか。

北部地域に住んでいる方からすると、心証が悪いものになってしまいますので、そのような表現をしなくてもいいのではないのでしょうか。

事務局

中央・東部・南部については、ある程度人口を維持できると想定していますが、北部地域は減少傾向が大きく、他地域と若干異なるため、そうした表現としました。ご指摘の懸念もありますので、文言を修正します。

会 長

他にいかがでしょうか。

各 委員

特になし。

会 長

表現について意見がありましたが、事務局が修正するとのことでした。本質的な部分での修正意見はありませんでしたので基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各 委員

異議なし。

会 長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
次に、3の「立地の適正化に関する基本的な方針」について、事務局より説明願います。

事務局

3の「立地の適正化に関する基本的な方針」について説明します。
29ページをご覧ください。
本市の現状と将来見通しを踏まえた課題に対応し、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくため、「まちづくりの理念」、「取組みの方向」、「計画の目標」により、立地の適正化に関する基本的な方針を設定しています。

「まちづくりの理念」は、本市の都市計画に関する基本的な方針である「第6次秋田市総合都市計画」の基本理念を継承し、『暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～』とします。

「取組みの方向」は、コンパクトシティの実現による、市民生活の利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減などに向けた、都市政策分野に係る取組みの方向を示すもので、新・県都『あきた』成長プランに位置づけられた様々な政策分野の取組みの方向を踏まえ整理しています。

30ページから32ページにかけて、生活サービス、移動、地域活動、経済活動、環境、行政運営の観点から取り組むべき内容について具体的に示しています。

33ページをご覧ください。

計画の目標です。

目標は、県都『あきた』としてのスケールメリットを最大限に活かし、都市機能・居住の誘導を進め、暮らしの多様性・選択肢の幅の拡大を図るため、3つの目標を設定します。

目標1は「高齢者」をターゲットに、『高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現』とします。

目標2は「子育て世代」をターゲットに、『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』とします。

目標3は「中心市街地や各地域の拠点」をターゲットに、『集い・賑わい・交流が生まれる「場」の創出による、県都あきたの新たな都市型生活の実現』とします。

3の「立地の適正化に関する基本的な方針」について、説明は以上です。

会 長

ただ今、説明のありました、3の「立地の適正化に関する基本的な方針」について、ご意見等がありますか。

C 委員

33ページの目標3について、中心市街地活性化計画の中では芸術文化ゾーンの形成により高質な空間の提供を行うということで計画を進めているため、「芸術文化ゾーンの形成により」という文言を追記してください。

また、多世代共生型CCRCマンションの説明に、住宅や金融機関、医療、保育施設などと記載されています。一般的な説明としてはこれでいいと思いますが、中通地区で具体的に検討されている施設では、保育の計画はないはずなので、誤解を招かない表現にしてください。

事務局

芸術文化ゾーンについては、追記します。また、多世代共生型CCRCの説明については、誤解を招かないような表現にしたいと思いますので、再検討します。

E 委員

33ページの目標2でネウボラとありますが、ネウボラという言葉は認知されておらず浸透しているとは思えません。注釈でネウボラについての説明がありますが、これだけ読んで理解できる人がいるとは思えません。もう少し丁寧に説明してください。また、目標2の内容で、子育て支援サービスがいくつか挙げられていますが、こども園の追記をしてください。

事務局

ネウボラを使う狙いとして、新しい言葉を使うことで興味を持っていただけるものと考えています。秋田市版ネウボラの説明については、関係部局と協議し、内容を再検討します。こども園については、追記します。

会長

他にいかがでしょうか。

各委員

特になし。

会長

表現や文言について追記、修正等の意見がありましたが、事務局が修正するとのことでした。これまでの質疑の中で、本質的な部分での修正意見はなかったようです。基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します
次に、4の「目指すべき将来都市構造」について、事務局より説明願います。

事務局

4の「目指すべき将来都市構造」について説明します。

34ページをご覧ください。

将来都市構造の基本的な考え方についてです。

本市では、人口の集積状況や主要な公共施設の分布状況等から、第6次秋田市総合都市計画において、1つの「都心・中心市街地」と6つの「地域中心」を、市内7地域の拠点地域として位置づけています。

都市構造の調査分析結果から、7地域の各拠点間では、施設数、路線バスの運行頻度など生活サービスの差が顕在化していることから、将来の人口分布状況を勘案すると、各拠点の機能維持・増進に加え、拠点間の連携

を一層強めていく必要があります。

そのため、計画では本市の抱える課題に対し、各拠点の特性や施策の実現性を踏まえ、「居住・都市機能の各誘導区域の設定・誘導施策の展開」のほか、「既存の都市計画制度等の活用」や「公共交通の再編」など、適切な対応策を位置づけることとしています。

36ページをご覧ください。

目指すべき将来都市構造についてです。

将来都市構造は、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を踏まえ、土地利用方針や拠点間の連携方針など、本市が目指す都市の特徴や骨格を概念的に示すものです。

本計画では、将来都市構造の基本的な考え方を踏まえ、7地域が連携した将来都市構造を目指します。

図4-3、目指すべき将来都市構造をご覧ください。

高次都市機能が集積している中央地域は、高次・広域拠点を位置づけ、その機能の維持・増進を進めるとともに、各地域との拠点連携軸を配置します。

東部・西部・南部・北部の各地域は、生活拠点に位置づけ、現在の生活サービス機能を増進し、それぞれが自立した拠点の形成を目指します。

現況で生活サービスを他の地域に依存している河辺・雄和の各地域は、生活拠点に位置づけますが、現在の機能維持を基本としつつ、南部地域や、南部地域を経由した中央地域との連携により不足機能を補完します。

また、各地域の拠点や拠点連携軸の周辺に、居住促進エリアを配置します。

37ページから40ページにかけては、各拠点や居住促進エリア等において、目指すべき将来の具体的な土地利用方針や暮らしのイメージをイラストとともに記載しています。

40ページをご覧ください。

将来都市構造における各拠点・エリアと立地適正化計画における各誘導区域との対応関係を概念図とともに記載しています。

なお、都市機能誘導区域外および居住誘導区域外においては、一定規模の開発や都市機能誘導区域に位置づけた誘導施設に対し、届出が必要となります。

この届出制度の概要については、41ページに記載しています。

4の「目指すべき将来都市構造」について、説明は以上です。

会 長

ただ今、説明のありました、4の「目指すべき将来都市構造」について、ご意見等がありますか。

C 委員

41ページの届出制度について、前回協議の中で、居住誘導区域外での開発行為等については、動向把握をするということで同意をした経緯があります。しかし、都市機能誘導区域外での届出制度については、議論していなかったと記憶しています。都市機能として誘導する施設は、公共広域的な施設であり、誘導区域外に開発、建設されることは、計画を推進するうえで、容認できるものではないと思われま。これが届出のみとなると、誘導施策の効果がなくなるのではないですか。

事務局

都市機能誘導施設は、モニタリングする必要があると考えています。5年後の評価の中で施設の効果を検証することとしていますが、立地適正化計画を先行している自治体ではそのような報告がされておらず、本市においては、状況を注視し、動向把握していくことが重要と考えています。

会長

都市機能誘導に対して、インセンティブのようなものはありますか。

事務局

大きくは、財政、金融、税政の3つの観点から考えています。

F 委員

各地域に生活拠点は1つですか。

事務局

36ページに考え方を示していますが、7地域に生活拠点を設けています。中央地区については多くの機能が集積しているため、広域を対象とした拠点とし、東部・西部・北部・南部・河辺・雄和については、地域の生活拠点とします。しかし、河辺・雄和に関しては、同じ生活拠点でも人口が少なく、機能の集積度も異なることから、南部地域の都市機能誘導区域である秋田新都市地区との関係性を強めて、生活サービスを確保します。東部・西部・北部については、ある程度機能も集約していることから、独立した生活圏として設定しています。

F 委員

生活拠点は集約するということではなく、現在の集積度をそのまま生かすということですか。

事務局

集積度はそのまま生かしていきます。人が減ることによって店が離れていくと予想しており、そうした場合であっても、地域にある生活拠点に行くことでサービスを受けることができるようにするものです。

D 委員

37ページの高次・広域拠点、生活拠点の説明が、38ページ以降の説明に比べ、簡素になっています。イメージしにくいので、表現を工夫してください。また、34ページの図4-1の将来都市構造の基本的な考え方

について、文字が多く、非常に見にくいので、図を工夫してください。

事務局

34ページの図に関しては、再検討します。

37ページは、36ページの内容を補完したもので、ポイントを絞ってまとめたものです。

D 委員

38ページの居住エリアの部分の方が分かりやすく、市民の方々も、具体的にどういった地域なのかイメージしやすいと思います。

事務局

改めて検討します。

G 委員

34ページの将来都市構造の基本的な考え方の図と36ページの目指すべき将来都市構造の図が同じく見えます。2つの図を整理し、1つにして、わかりやすくするようにできませんか。

事務局

34ページは概念図で、36ページは都市の骨格を示すイメージ図で、情報量も多いため、統合するのは困難です。わかりやすく伝わるように、図や表現の工夫を再検討します。

E 委員

35ページで組合総合病院と表記されていますが、現在は厚生医療センターという名称です。平成23年時点の資料を使用しているので仕方ありませんが、現在の名称に全て統一するのか、当時の名称を使用している旨を注釈等で記載するのか、表記について検討してください。

事務局

作成当時の図面を使用しているため、このような表記になりました。再検討します。

H 委員

目指すべき将来都市構造を説明している36ページと37ページでは、中央地域は、高次・広域拠点と位置づけていますが、集約する際は、生活サービス機能だけでなく、中心市街地に居住する人たちも誘導することが必要だと思います。イメージ図を見るとマンションの表示もあるので、居住を促進するという記載もするべきだと思います。

事務局

拠点の形成においては、居住も重要な部分ですので修正します。

H 委員

北部については土崎を中心とした形で表示されていますが、さらに北には上飯島、追分があります。JRの乗降客数を見ると追分駅も多くの方々に利用されています。追分地区を河辺・雄和と秋田新都市の関係性のよう

に、追分と土崎の関係性を強めて、生活サービスを確保するような拠点に位置づけることはできませんか。

事務局

今回の拠点形成は、第6次秋田市総合都市計画を基本としています。河辺・雄和については、人口は少ないものの、行政サービス機能があり、また、地域の面積的な規模もあり、拠点として位置づけたものです。追分地区は、人口やサービス施設も増えている状況も把握しており、現行の土地利用制度の中で対応できると思います。ただし、拠点の位置づけについては第6次秋田市総合都市計画をベースとしているため、今回の計画では困難ですが、次の総合都市計画の中で検討は可能だと思います。

A 委員

機能を集約して整備することにより、地価や路線価の変動があると思います。そうすると低所得者や生活弱者の方が一定の地域に集まってしまう傾向が出てくるのではないのでしょうか。

事務局

都市のコンパクト化は非常に長い時間がかかると考えています。5年、10年というスパンではなく、30年、40年という長いスパンで、都市が形成されていきますので、土地の価格については急激な変化は起きないと想定しています。

なお、郊外部の土地利用状況の見極めも重要であり、モニタリングをしながら、その中で対策を考えたいと思います。

H 委員

低所得者や生活弱者等の話がありましたが、秋田市における生活保護世帯をGIS等でマッピングし、指標を作成し、5年後に動向を表示してください。

事務局

GIS等でのマッピングは技術的に可能ですが、個人情報にも関わってくるため、そういった情報は慎重に扱う必要があります。

H 委員

メッシュ内での色分けや、パーセンテージ等で表示することができませんか。

事務局

メッシュ内での色分けや、パーセンテージ表示がうまく表せるかという点と、繰り返しになりますが、生活保護世帯は限定され、個人情報が関わることから、慎重に扱う必要があるということをご理解願います。

会長

他にいかがでしょうか。

各 委 員

特になし。

会 長

表現や文言について追記、修正等の意見がありましたが、事務局が修正するとのことでした。これまでの質疑の中で、本質的な部分での修正意見はなかったようです。基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

会 長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
次に、5の「都市機能・居住の各誘導区域の設定」について、事務局より説明願います。

事 務 局

5の「都市機能・居住の各誘導区域の設定」について説明します。
42ページをご覧ください。

都市機能・居住の各誘導区域は、医療・福祉・子育て支援・商業・居住等の各種機能を誘導し、多様な生活サービスを享受することができる場の実現を目指すものです。

そのため各誘導区域は、現状の生活サービスが高いエリアを対象とし、その機能の維持・増進や公共交通の利便性向上等を図ることを基本とします。

また、都市機能誘導区域は、「1つの都心・中心市街地と6つの地域中心」の都市構造を実現するため、各地域の拠点を中心に設定しますが、生活サービス施設の立地と人口密度は密接な関係があるため、都市機能・居住の各誘導区域内の人口密度を確認し、各種機能誘導の実現性を確認します。

各誘導区域は、資料記載の手順により、範囲を選定し、47ページに記載する、誘導区域に含まないエリアや、区域境界の考え方などを踏まえ設定します。

48ページをご覧ください。

本計画における区域名称についてです。

先ほど、「目指すべき将来都市構造」を説明しましたが、都市機能・居住の各誘導区域の位置によって、目指すべき将来の具体的な暮らしのイメージが異なることから、秋田市立地適正化計画では、都市再生特別措置法の規定による各誘導区域の名称を、表に記載するとおり、市民の方々にわかりやすい表現に変更し、設定します。

これまでの会議では、これらの区域名称を仮称としてきました。

住民説明会において、『徒歩生活の利便区域』について「区域の名称から受ける印象と実情に差を感じる」という意見がありましたが、当該区域

内においては、現状で、徒歩利用圏に、生活サービス施設の集積が確認でき、将来にわたって、これらの施設や機能の維持・増進を図ることとしていきますので、これまでどおりの区域名称で設定したいと考えています。

49ページから55ページにかけては、具体的な区域図を全体、地域別に掲載しています。

5の「都市機能・居住の各誘導区域の設定」について、説明は以上です。

会 長

ただ今、説明のありました、5の「都市機能・居住の各誘導区域の設定」について、ご意見等がありますか。

A 委員

秋田市の教育委員会から小・中学校の適正配置について、説明を受けましたが、地域活動の主体は、学区が大きな役割を占めていることが理解することができました。立地適正化計画と小・中学校の適正配置は、リンクしていくものなのでしょうか。

事 務 局

立地適正化計画の策定においては、教育委員会と協議を行っています。小・中学校は、教育施設であるとともに、地域の拠点、交流の場となっていることから、地域の方々と、小・中学校がどうあるべきか議論することが重要と考えています。教育委員会には、立地適正化計画を念頭に置きながら、小学校の適正配置を地元の方々と相談していただけるようお願いしています。このような事情を踏まえ、都市機能誘導施設には位置づけていないものです。

A 委員

二つの計画がリンクすることは、難しいと理解しました。社会福祉協議会や町内会でも学区単位で組織されていることが多いことから、小・中学校の適正配置は、地域のあり方を変えろという意見もありますので、ご検討願います。

会 長

これまでの質疑の中で、本質的な部分での修正意見はなかったようです。基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか

各 委 員

異議なし。

会 長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
次に、6の「都市機能誘導施設の設定」について、事務局より説明願います。

事 務 局

6の「都市機能誘導施設の設定」について説明します。

56ページをご覧ください。

都市機能誘導施設は、人口減少・高齢化が今後とも継続する中であって、医療・福祉・商業・子育て支援の各施設など、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要なもので、都市機能誘導区域への誘導を促進する施設です。

本計画で位置づける「高次・広域拠点」、「生活拠点（地域間連携型・増進型・維持型）」それぞれの性質に合わせて、拠点ごとに確実に立地されるべき施設として、都市機能誘導施設を設定します。

都市機能誘導施設の設定にあたっては、国の基本的な考え方を参考に、本市における候補施設を抽出し、候補施設ごとの目的や役割に応じて、利用圏域（サービス対象エリア）を整理しています。

58ページをご覧ください。

都市機能誘導施設の候補施設のうち、「広域圏」および「地域生活圏」を対象とする施設は、各地域の拠点地域内に立地することで、住民にとってより利用しやすい環境が創出されます。

そのため、高次・広域拠点に「広域圏」および「地域生活圏」を対象とする施設を、生活拠点に「地域生活圏」を対象とする施設をそれぞれ位置づけることを基本とします。

61ページをご覧ください。

都市機能誘導施設設定の基本的な考え方についてです。

都市機能誘導施設の候補施設の利用圏や立地状況を踏まえ、立地適正化計画に位置づける都市機能誘導施設設定の基本的な考え方について、資料記載のとおり設定します。

63ページをご覧ください。

都市機能誘導施設設定の基本的な考え方にに基づき、各拠点に位置づける都市機能誘導施設を表のとおり設定します。

なお、秋田市立地適正化計画では、都市機能誘導施設には位置づけない「動向把握施設」を設定し、今後の施設の立地状況等に応じ、都市機能誘導施設への位置づけを検討していくこととします。

6の「都市機能誘導施設の設定」について、説明は以上です。

会 長

ただ今、説明のありました、6の「都市機能誘導施設の設定」について、ご意見等がありますか。

C 委員

61ページの(5)商業機能について、既存の商業機能を維持するという観点から10,000㎡以上の商業施設を中央・南部で位置づけるという意味ではなく、さらに、新たに御所野地区に大型の店舗を許容するものではないと理解しました。それを表現するため、既存の商業施設を維持する観

点からといった文言を追記することを検討いただけますか。また、62ページの(8)の教育・文化機能について、先ほどの内容と同じであります。が、芸術文化ゾーンの文言を追記してください。

事務局

商業機能は、今ある施設を維持していくというよりは、区域内に必要な機能という意図で記載したものです。記載内容を修正する場合は、個別に調整させてください。芸術文化ゾーンについては、追記します。

会長

個別に調整したいという事務局意見に異議ありませんか。

各委員

異議なし。

D委員

都市機能誘導施設というのは、既にあるものも都市機能誘導施設として位置づけられますか。そうだとすると、行政機能が都市機能誘導施設になっていないのはなぜですか。また、動向把握施設について、もう少し施設を増やすべきではないですか。先ほど、小・中学校については、教育委員会で適正配置するという中で判断とのことでしたが、都市計画や立地適正化計画と深く関連する施設となることから動向把握施設とすべきでないですか。さらに、商業機能のコンビニを動向把握施設として、位置づけすべきでないですか。

事務局

行政機能については、現在、7地域に設置されているところです。当面、現位置からの移転は予定されていないことや、公共施設等総合管理計画により、長期的な観点から財政面を考慮しながら、公共建築物の維持・更新をしていくこととしており、これが誘導施設にしなかった背景であり、また、地域の実情もあることから、保留したものです。小・中学校の適正配置については、まだペンディングの部分であることから位置づけしませんが、関連施設であることから動向把握施設としての位置づけは可能です。また、コンビニについては、来年の秋から住民票や戸籍など各種証明書の交付サービスが始まることから、動向把握施設として、位置づけます。

D委員

地域の実情も理解できますが、拠点の中に行政施設は必要ないということになりませんか。将来に今の施設を残すという意味ではなく、行政機能が拠点の中に必要であるという方針は変わらないことから、誘導施設に位置づけても問題ないのではないのでしょうか。

事務局

南部・東部については、行政機能は都市機能誘導区域から外れている事

情があります。行政機能は各拠点に都市機能誘導施設として位置づけ、メッセージとして出すべきと思いますが、このような地域ごとの実情もあることから保留したものです。

D 委員

子育て機能の「妊娠・出産・育児相談施設」については、ネウボラになるのではないですか。なるのであれば、記載すべきではないですか。

事務局

記載については、改めて検討します。

会長

これまでの質疑の中で、本質的な部分での修正意見はなかったようです。基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
次に、7の「誘導施策の設定」について、事務局より説明願います。

事務局

7の「誘導施策の設定」について説明します。
64ページをご覧ください。

誘導施策は、都市機能・居住の各誘導区域に対し、都市機能誘導施設および居住機能の緩やかな誘導を促進するために設定します。

また、誘導施策の展開により、各地域の活力の維持・増進を図り、民間主体による、活発な社会的・経済的・文化的まちづくり活動が行われる場を創出します。

誘導施策は、「都市機能・居住の各誘導区域内を対象とした施策」および「都市機能および居住機能の維持・増進に資するその他の施策」の2つのタイプに大別します。

なお、立地適正化計画の運用を行っていく中で、目標達成状況を継続的に確認しつつ、必要に応じて、都市機能誘導施設や必要な施策の見直しを行っていきます。

誘導施策は、都市機能誘導区域、居住誘導区域それぞれを対象に、『区域内を対象とした施策』、『機能の維持・増進に資するその他の施策』について「実施する施策」、「今後検討する施策」を区分して位置づけます。

前回協議会において、誘導施策ごとに「拡充」、「新規」などを表記して整理することについて提案いただいております。

このことを受け、庁内関係課所室への意見照会・確認の中で検討させていただいておりますが、計画書に「拡充」や「新規」などと表記した場合、数年後にみた時に、違和感があるのではないかという意見があったことも

あり、計画書にはこれらの記載をせずに位置づけたいと考えています。

なお、本日は、個別の施策・事業についての説明は割愛させていただきますので、恐縮ですが、ご意見やご不明な点がございましたら、この後の質疑にて対応させていただきますようお願いいたします。

また、市が、都市機能誘導施設や住宅について、各誘導区域外での開発等の動向把握を目的に行う『届出制度の運用』についても、誘導施策の一つとして整理しており、この章に記載することとします。

74ページをご覧ください。

公共交通に係る施策についてです。

多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくためには、居住誘導区域内に居住する人々に対し、公共交通によって、各地域の拠点である都市機能誘導区域へのアクセスを確保する必要があります。

また、拠点間を結ぶ公共交通として、東部・西部・南部・北部の各地域は中央地域と結ぶ路線を、河辺・雄和の各地域は南部地域と結ぶ路線をそれぞれ確保する必要があります。

そのため、まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現を目指し、幹線バス路線への支援や、バスと鉄道の連携強化、利用者拡大のための利便性向上策として、資料記載の施策を位置づけます。

7の「誘導施策の設定」について、説明は以上です。

会 長

ただ今、説明のありました、7の「誘導施策の設定」について、ご意見等はありませんか。

C 委員

74ページの事業名の欄について、経費と記載されている部分は、削除すべきでないですか。また、交通系ICカード導入検討経費については、説明会用の参考資料においては、実施する施策として交通系ICカードの導入と記載されていることから表現を統一すべきではないですか。

事務局

市における事業名称であり、担当課と修正について協議します。交通系ICカード導入についても、担当課に再確認して、表現を統一します。

E 委員

57ページの表6-3の子育て機能の欄に、「子ども園」とありますが、ひらがなで「こども園」の表記となるので、訂正してください。

事務局

訂正します。

会 長

これまでの質疑の中で、本質的な部分での修正意見はなかったようです。基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

会 長

それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
次に、8の「数値目標の設定および計画に進行管理」について、事務局より説明願います。

事 務 局

8の「数値目標の設定および計画に進行管理」について説明します。
75ページをご覧ください。

数値目標の設定についてです。

立地適正化計画は、目標年次を概ね20年後の2040年(平成52年)とした、長期的な期間の中で、まちづくりの理念である「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市」の実現を目指します。

そのため、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていく中で、実施する各種施策の進捗状況やその効果等を見極め、より効果的に計画を運用していくことから、「目標値」および「期待される効果」をそれぞれ設定します。

なお、「目標値」は、まちづくりの基本理念に対応した「基本指標」、計画期間において重点的に取組む計画の目標に対応した「重点指標」をそれぞれ設定します。

さらに、設定した「重点指標」に対応し、本計画に位置づけた誘導施策の展開によって「期待される効果」を設定します。

76ページをご覧ください。

基本指標の設定についてです。

目標値の基本指標は、「都市機能」「居住」「公共交通」それぞれの視点から設定します。

各基本指標については、基準値と、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)における目標値を併せて設定します。

(1)の都市機能に係る基本指標についてです。

都市機能に係る基本指標は、拠点ごとの都市機能誘導施設の立地数とし、2017年(平成29年)の立地数を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

(2)の居住に係る基本指標についてです。

居住に係る基本指標は、市全体で人口減少が進む中であっても、居住誘導区域内人口密度を、多様な生活サービス施設が立地しやすい環境にある、1ヘクタールあたり50人以上を維持することを目標とし設定しま

す。

(3)の公共交通に係る基本指標についてです。

公共交通に係る基本指標は、公共交通と連携したまちづくりを進めていき、公共交通利用率を維持・確保していくことを目標とし設定します。

基本指標としては、「路線バスおよびマイタウン・バスの利用率」、「鉄道の利用率」とし、2015年(平成27年)の立地数を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

続いて、重点指標および効果の設定(1)の目標1に係る重点指標および効果についてです。

『高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らしの実現』に係る重点指標は、元気な高齢者が活発に働くことのできる場を創出することで、就業している高齢者の割合を維持・増進していくことを目標とし設定します。

働く高齢者が増加することは、健康と連動するものと考えられます。そのため、目標1に係る効果は、元気な高齢者の割合を視点とし設定します。

具体的な重点指標としては、「就業している高齢者の割合」とし、2015年(平成27年)の割合を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

効果としては、「元気な高齢者の割合」とし、2015年(平成27年)の割合を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

78ページをご覧ください。

(2)の目標2に係る重点指標および効果についてです。

『子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子どもとの時間を大切にできる暮らしの実現』に係る重点指標は、市全体で子ども的人数が減少していく中であっても、都市機能誘導区域内的の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」の施設立地数を維持・増進していくことを目標とし設定します。

働く場を含めた多様な機能集積が図られた子育て環境を創出することは、働く女性の増加につながるものと考えられます。そのため、目標2に係る効果は、働く女性の割合を視点とし設定します。

具体的な重点指標としては、「都市機能誘導区域内的の「特定教育・保育施設等」および「地域型保育事業」施設立地数」とし、2017年(平成29年)の施設数を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

効果としては、「働く女性の割合」とし、2015年(平成27年)の割合を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)

の目標値を基準値以上とします。

(3)の目標3に係る重点指標および効果についてです。

『集い・賑わい・交流が生まれる「場」の創出による、県都あきたの新たな都市型生活の実現』に係る重点指標は、多世代・多様な人々が交流することのできる場を創出することで、都市機能誘導区域内での様々な活動を維持・増進していくことを目標とし設定します。

都市機能誘導区域内での交流・活動が増加することは、当該地での民間投資の活発化による地価上昇につながるものと考えられます。そのため、目標3に係る効果は、都市機能誘導区域内の平均地価を設定しました。

具体的な重点指標としては、「住宅・工場等を除く市内全新築着工件数のうち、都市機能誘導区域内の着工件数割合」とし、2015年(平成27年)の割合を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

効果としては、「都市機能誘導区域内平均地価・変動率」とし、平均地価については、2017年(平成29年)の値を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

地価の変動率については、2013年から2017年の変動率を基準値に、2030年(平成42年)、2040年(平成52年)の目標値を基準値以上とします。

79ページをご覧ください。

計画の進行管理についてです。

立地適正化計画は、概ね5年ごとに計画に記載した誘導施策の実施状況について確認・検証・評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を精査・検証していきます。

また、その結果は秋田市都市計画審議会に報告をしつつ、誘導施策の充実・強化等について随時検討を行うとともに、必要に応じて、計画を改善することにより、見直しを行っていきます。

計画の具体的な進行管理は、市民・事業者・行政が様々な視点から評価を行いながら、計画の更なる改善に向けた段階的・継続的な取り組みが必要となることから、計画策定後の誘導施策の展開を受け、その後の目標値および効果を評価し、必要に応じて見直すといった、「PDCAサイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。

この「PDCAサイクル」による進行管理の実行性を高めるためには、計画段階において、評価の考え方を明確化する必要があります。

そのため秋田市立地適正化計画では、80ページに示す評価の考え方に基づき、「評価(Check)」を的確に実施していきます。

8の「数値目標の設定および計画に進行管理」について、説明は以上です。

会 長 　　ただ今、説明のありました、8の「数値目標の設定および計画に進行管理」について、ご意見等がありますか。

C 委員 　　79ページの4行目、「必要に応じて、計画を改善することにより、見直しを行っていきます。」と記載されていますが、PDCAのA（見直し）においては、「誘導施策の見直し」のみの記載となっています。見直しの範囲が狭いことと、文面の整合性は図られているのでしょうか。

事務局 　　効果が得られなければ、何らかの対策が必要であることから記載したのですが、誘導施設等も追記します。

C 委員 　　届出制度について、前回協議会で議論された経緯もあったことから、「計画の改善・誘導施策の見直し」という表現になるのではないですか。

事務局 　　検討します。

会 長 　　誘導区域は見直しの対象となりますか。

事務局 　　区域は絶対的なものではなく、見直さないということではありません。ただし、計画書に記載することで、容易に見直しできると捉えられる可能性もあることから、慎重に判断していきたいと考えています。

会 長 　　都市計画は安定性を求められることから、考慮したということと理解しました。ただし、計画に記載していないことを理由に、見直しが必要となっても見直さないとも判断できます。なんらかの形で、秋田市の姿勢が読み取れる工夫をしてください。
　　特に誘導施策の追加など、軽微な変更については協議会を設けるまでもなく追記しても良いと思いますが、区域の変更については、協議会に諮った上で、修正するというような手続きが必要だと思うので、計画書に記載することを検討してください。

事務局 　　第6次秋田市総合都市計画でも見直し方法について記載しているので、改めて検討します。

会 長 　　79ページの5行目、「市民・事業者・行政が様々な視点から評価」とありますが、市民における評価方法とはどのようなものですか。

事務局 評価については、報告書をまとめたいと思っています。市民から意見募集を実施し、確認をとるような対応を考えています。

会長 これまでの質疑の中で、本質的な部分での修正意見はなかったようです。基本的に、この内容で決定してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、この項目について、原案のとおり決定します。
本日、事務局より示された「秋田市立地適正化計画（素案）」全体に関する事で、ご意見等がありますか。

会長 4の目指すべき将来都市構造の中で、H委員から追分地区を位置づけるべきとの意見がありました。事務局からは、第6次マスタープランとの整合性から位置づけはできないと回答があり、委員の方々からも、特段意見がありませんでした。H委員としては、計画書の他の部分は賛成であるが、追分地区の件については、意見を留保したとお見受けされました。この理解でよろしいでしょうか。

H委員 第6次秋田市総合都市計画との整合性から位置づけはできない、また、ここまできて変更はできないという説明でした。次期の計画改定で北部地区、さらには追分地区について再度検討するようにお願いします。

会長 この件について、是非を議論するのではなく、しかるべき時期には、対応していただくということで委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 他に質問等はないようですので、事務局より示された「秋田市立地適正化計画（素案）」についてお諮りしたいと思います。
これまでの議論の中で、特段、修正を求める意見がありませんでしたので、異議なしとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、事務局提案の「秋田市立地適正化計画（素案）」に対して異議がないこととし、これを決定します。
以上で、次第4の議事について終了します。

次第5の「その他」以降については、事務局より進行をお願いします。

5 その他

司 会

会長、ありがとうございました。

それでは、次第の5「その他」についてです。

その他については、事務局より報告があります。

事 務 局

委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

本日検討いただいた、「秋田市立地適正化計画の素案」は、来年1月9日より市内7地域をブロックに分けて住民説明会を行うとともに、1月9日から2月9日までの1か月間、意見募集を実施することとしています。

また、12月26日開催の第44回秋田市都市計画審議会で、計画素案について報告することとしています。

次回協議会では、住民説明会や意見募集、都市計画審議会で出された意見とその対応方針についてお示した上で、計画（案）としてお諮りする予定です。

第6回協議会は2月下旬に開催予定ですので、出席についてご配慮をいただきますようお願いします。

6 閉 会

司 会

それでは、これをもちまして、第5回秋田市都市再生協議会を終了します。

これは、平成29年12月1日に開催された、第5回秋田市都市再生協議会の議事要旨である。